

## インボイス制度への対応について

令和5年10月1日より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されることに伴い、**販売申込者が適格請求書発行事業者として登録（8月25日現在）されている場合、上場馬カタログの販売申込者名の前、並びに販売申込者別上場馬索引の販売申込者名の前に****Tマークを表記**しております。

また、現在申請中で、市場開催日初日の5日前（10月11日）までに、適格請求書発行事業者として登録され、販売申込者からの報告を受けた場合のみ、場内掲示および北海道市場ホームページにおいて公表いたします。